

吸收合併に係る事後開示書面

平成 30 年 4 月 1 日

(合併存続法人)

北海道帯広市西 22 条北 2 丁目 23 番地

公益財団法人とかち財団

理事長 長 澤 秀 行

当法人（以下「甲」といいます。）は、平成 29 年 10 月 24 日付で公益財団法人起業家支援財団（以下「乙」といいます。）と締結した合併契約書に基づき、平成 30 年 4 月 1 日を効力発生日として、甲を吸收合併存続法人とし、乙を吸收合併消滅法人とする吸收合併を行いましたので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 253 条及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 80 条に基づき、下記のとおり開示いたします。

1. 吸收合併が効力を生じた日

- ・平成 30 年 4 月 1 日

2. 吸收合併消滅法人における債権者の異議に関する手続の経過

- ・乙は、平成 30 年 2 月 13 日付で官報に公告を行うとともに、同日付で知れている債権者に対し各別の催告を行いましたが、期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸收合併存続法人における債権者の異議に関する手続の経過

- ・甲は、平成 30 年 2 月 13 日付で官報に公告を行うとともに、同年 2 月 20 日付で知っている債権者に対し各別の催告を行いましたが、期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸收合併により吸收合併存続法人が吸收合併消滅法人から承継した重要な権利義務に関する事項

- ・甲は、本合併契約の効力発生日である平成 30 年 4 月 1 日をもって、その資産、負債その他の権利義務の一切を、乙から承継いたしました。

5. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 246 条第 1 項の規定により吸收合併消滅法人が備え置いた書面に記載された事項

- ・別紙のとおりです。

6. 吸收合併による変更の登記をした日

- ・平成 30 年 4 月 11 日（予定）

7. 上記のほか、吸收合併に関する重要な事項

- ・該当事項はありません

以上

吸收合併契約に係る事前開示書面

平成30年1月30日

(合併消滅法人)

神奈川県横浜市中区尾上町五丁目80番地

公益財団法人 起業家支援財団

理事長 松井利夫

当法人(以下「甲」といいます。)は、平成29年10月24日付けで公益財団法人とかち財団(以下「乙」といいます。)と締結した合併契約書に基づき、平成30年4月1日を効力発生日として、乙を吸收合併存続法人とし、甲を吸收合併消滅法人とする吸收合併を行うことに伴い、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第246条及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第75条に基づき、下記のとおり開示いたします。

1. 吸收合併契約の内容

平成29年10月24日付けで甲と乙が締結した合併契約書は、別紙1のとおりです。

2. 吸收合併存続法人についての次に掲げる事項

- 1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙2のとおりです。

- 2) 最終事業年度の末日後に重要な資産の処分、重大な債務の負担その他の法人財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

3. 当法人についての次に掲げる事項

- 1) 最終事業年度末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の法人財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
該当事項はありません。

4. 合併後における吸收合併存続法人の債務の履行の見込みに関する事項

合併後の吸收合併存続法人の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、合併後の吸收合併存続法人の収益状況について、吸收合併存続法人の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。従いまして、合併後における吸收合併存続法人の債務の履行の見込みはあると判断しています。

5. 事前開示開始以降、吸收合併が効力を生ずる日までの間に、上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

変更が生じた場合は、ただちに開示いたします。

以上

合併契約書

公益財団法人とかち財団（以下「甲」という。）と公益財団法人起業家支援財団（以下「乙」という。）は、合併に関し、以下のとおり契約を締結する。

（合併の形式）

第1条 甲および乙は、甲を吸收合併存続法人、乙を吸收合併消滅法人として合併する。

2 吸收合併存続法人および吸收合併消滅法人の名称および住所は、次のとおりである。

（1）吸收合併存続法人

名称 公益財団法人とかち財団

住所 北海道帯広市西22条北2丁目23番地

（2）吸收合併消滅法人

名称 公益財団法人起業家支援財団

住所 神奈川県横浜市中区尾上町五丁目80番地

（合併の効力発生日）

第2条 合併の効力発生日は、平成30年4月1日とする。

（法人財産の引き継ぎ）

第3条 乙は、一切の資産、負債および権利義務を効力発生日に甲に引き継ぎ、甲はこれを承継するものとする。乙から甲へ承継される株式は、基本財産としてこれを保有する。

（善管注意義務）

第4条 甲および乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行および財産の管理運営を行うものとする。

（事業）

第5条 甲は、起業家精神に溢れる人材を育成し起業家の輩出等を図るという乙の精神を引き継ぎ、広く未来志向の有能な人材を求め、これに対し人材育成事業を行うものとする。

（役員等及び職員の待遇）

第6条 甲は、乙により推薦された者を効力発生日において甲の理事及び評議員に各1名ずつ加え、評議員については平成33年6月開催予定の定時評議員会の終結の時まで、理事については再任手続きを経て平成33年6月開催予定の定時評議員会の終結の時まで就任することを可能とする（平成29年10月24日開催の甲の理事会において全会一致で承認済み）。また、事業の実施にあたっては、必要に応じ乙の職員の支援を受けながらこれを行うものとする。

（合併条件の変更等）

第7条 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の財産もしくは事業運営に重大な変動を生じた場合には、甲乙協議の上、合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

（本契約に定めのない事項）

第8条 本契約に定める事項のほか、合併に関し必要な事項は、甲乙協議の上、これを定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲および乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年10月24日

甲 北海道帯広市西22条北2丁目23番地

公益財団法人とかち財団

理事長 長澤秀行



乙 神奈川県横浜市中区尾上町五丁目80番地

公益財団法人起業家支援財団

理事長 松井利夫

